

仙台市立上杉山通小学校PTA会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は仙台市立上杉山通小学校PTAといい、事務局を同校内におく。
第2条 本会の会員は、同校在籍児童の父母、又は、これに代わる者、及び同校の教職員とする。

第二章 目的及び活動

- 第3条 本会は父母と教師が協力して家庭と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高め、学校教育の成果を上げることがを目的とする。
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
① 会員相互の教養を高め、資質の向上を目指す。
② 家庭と学校との緊密な協力により児童の健全な育成を図る。
③ 学校教育を理解し、教育環境を整備する。
④ その他、本会の目的を達成するための活動を行う。
なお宗教・政治にかたよらず学校の人事に干渉しない。又、営利を目的とした行為は行わない。

第三章 会 計

- 第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第6条 本会の経費は会費、寄付及びその他の収入をもって充てる。
会費の額及び徴収方法は総会に諮って決める。なお、事情のある場合は役員会の承認を得て、会費を減免することができる。
第7条 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
ただし、予算の追加又は更正が決議された時は、それに基づいて行われる。
第8条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければいけない。
第9条 本会の経費及び財産は目的達成以外の活動に使用することができない。

第四章 役員及び職員

- 第10条 本会の役員は次のとおりとする。
会長1名、副会長2名、幹事3名、会計3名（内教師1名）
事務長（教頭）、副事務長（教務主任）
2 役員は会計監査委員を兼ねることはできない。
第11条 会長、副会長は、会員が役員候補者の中から選出する。
2 幹事は推薦された候補者の中から会長が委嘱する。
第12条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
2 補欠による役員は、前任者の残存期間とする。
3 役員は任期が終った後でも後任者の決まるまでその任務を行うものとする。
第13条 会長は、会務を整理し、本会を代表する。
2 会長は推薦委員会を除くすべての会合に出席して意見を述べることができる。
第14条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
第15条 事務長は他の役員と連携し、この会の事務を処理する。
2 副事務長は事務長を補佐する。
3 幹事はこの会の運営を補佐し、会議の記録をとる。
4 会計は予算案の作成並びに予算に基づく一切の会計事務を行うとともに本会の財産を管理する。
第16条 本会では職員を雇用することができる。
2 職員は会長並びに事務長の指示に従って本会の事務を行う。
3 職員の雇用に関する規定は、別に定める。
第17条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
2 校長は参与とする。
3 参与はすべての会に出席し、意見を述べることができる。

第五章 会計監査委員

- 第18条 本会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。
第19条 会計監査委員は総会において会計監査委員候補者の中から選出される。
第20条 会計監査委員は年2回の会計監査をして総会に報告するものとする。

- 第21条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
第22条 会計監査委員は、役員及びその他すべての委員になることはできない。

第六章 推薦委員会

- 第23条 役員及び会計監査委員候補者を推薦するため、推薦委員会を置く。
第24条 推薦委員の選出は立候補による。

第七章 総会

- 第25条 総会は全会員をもって構成する本会の最高議決機関である。
第26条 総会は定時総会及び臨時総会とする。
2 定時総会は年1回開催する。
3 臨時総会は役員会が必要と求めたとき、又は会員の十分の一以上の要求があった時に開催する。
第27条 総会は全会員の過半数の出席で成立する。
第28条 総会の議決は出席者の過半数でこれを決める。
第29条 総会の議長は会長がこれに当たる。
第30条 総会の議事についてはその主要な事項を記録し、議長及び出席会員2名以上の署名を受けなければならない。
第31条 総会は次のことを行う。
① 会長、副会長及び会計監査委員の決定承認
② 予算及び決算の決定承認
③ 事業報告及び計画
④ 会則の改正
⑤ その他本会の運営上必要な事項
第32条 総会の開催日時、場所及び議事内容について明記の上、その3日前まで全会員に通知しなければならない。

第八章 役員会

- 第33条 役員会は役員、常置委員会正副委員長及び参与をもって構成する。
第34条 役員会は次の任務を行う。
① 総会の決議に基づいて本会の会務を行う。
② 総会に提出する議案の審議及び本会の運営について必要な事項の調査を行う。
③ 総会から委任されたもの及び緊急の事項について審議決議する。
第35条 役員会は会長が必要と認めた時、又は役員者の三分の一以上の要求があったとき開催する。
2 役員会は構成員の二分の一以上の出席がなければ議決することができない。
3 議事は出席者の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第九章 常置委員会

- 第36条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案、実施するため、常置委員会を置く。
2 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第十章 個人情報

- 第37条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
2 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利の保護を目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。
第38条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
第39条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。
第40条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。
第41条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
第42条 個人情報取扱についての必要な事項は、細則で定める。

第十一章 細 則

第43条 本会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて役員会の議決を経て定めることができる。ただし、制定及び改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第十二章 改 正

第44条 本会の総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ会則の改正ができない。

第十三章 付 則

第45条 この会則は昭和39年4月1日より実施する。

昭和50年	4月	1日	一部改正	昭和56年	4月	1日	一部改正
平成2年	2月	21日	一部改正	平成5年	12月	4日	一部改正
平成9年	4月	19日	一部改正	平成18年	4月	21日	一部改正
平成19年	4月	28日	一部改正	平成31年	4月	20日	第十章追加
令和2年	12月	23日	一部改正				